

八代市 市民相談室・消費生活センターのご案内

市 民 相 談		
相 談 項 目	と き	相 談 員
市民生活相談	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※市民生活相談は15:45まで 電話: 33-4452	市民生活相談員
女性の悩みごと相談		女性相談支援員
ひとり親家庭自立支援相談		母子・父子自立支援員
消費生活センター	月・火・水・金 9:00～17:00 木曜日 9:00～19:00 電話: 33-4162	消費生活相談員
定 期 相 談 ※相談日にお気を付けください		
弁護士法律相談 (予約制、定数各10組)	毎月第2金曜日、第4金曜日 10:00～16:00 予約は、月初めの市役所開庁日(午前8時30分)から、 市民活動政策課 電話: 33-4482 で受け付けます。	弁護士
多重債務相談	毎月第1月曜日 9:00～16:00	消費生活相談員
人権・心配ごと相談	毎月第1金曜日 10:00～15:00	人権擁護委員
司法書士法律相談	毎月第2月曜日 10:00～12:00 ※祝日と重なった場合は、翌週に開催	司法書士
行政なんでも相談	毎月第2火曜日、第4火曜日 9:00～12:00	行政相談委員
遺言相談	毎月第2水曜日 9:30～11:30	公証人
建築相談	毎月第2木曜日 13:00～15:00	建築士
社会保険労務・労働相談	毎月第3火曜日 10:00～12:00	社会保険労務士
税務相談	毎月第3水曜日 10:00～12:00	税理士
身体障がい者相談	毎月第3木曜日 10:00～15:00	身体障害者相談員
成年後見制度相談	毎月第3金曜日 10:00～12:00	司法書士
入管問題相談	2月・5月・8月・11月の第3火曜日 13:00～15:00	行政書士
上記相談に関する問合せ⇒市民活動政策課(市役所5階) 電話: 33-4482 ※相談にお越しの際は市役所2階の市民相談室・消費生活センターにお越しください		
※「手話通訳者」・「外国語通訳者」を配置しております。		ところ
手話通訳者	毎週月曜日 13:00～15:00 毎週水曜日 9:00～12:00	八代市役所1階 総合案内所内
母国語交流員	【英語・タガログ語】第1・3火曜日 【中国語】第2・4火曜日 9:00～15:00	